

一、本會は、前年同様、事業の進展に努め、収益を増進し、二、以上の諸
 一、本會は、前年同様、事業の進展に努め、収益を増進し、二、以上の諸

八月十日、同日、本會は、前年同様、事業の進展に努め、収益を増進し、二、以上の諸

一、本會は、前年同様、事業の進展に努め、収益を増進し、二、以上の諸

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

モノニ對シテハ特別ノ詮議ヲ以テ第一條所定ノ給與額ヲ增
 額シ又ハ別途ノ給與ヲナスコトアルベシ」
 所謂特殊ノ事情アル場合トハ假令ハ昨年十月ノ如ク會社ノ事
 業縮少等ノ事由ニ依リ万不得已一時ニ多數ノ整理ヲナサマシ
 ベカラザルガ如キ場合然モ其時ニ於テ世相一般ノ環境ガ極度
 ニ不況ナルノメナラズ季節ノ關係上求職甚ダ困難ナリト認め
 ラル、ガ如キ狀態ニアル場合ヲ意味スルモノニシテ如斯事ハ
 將來万ナカラスキヲ確信スルモ若シ不幸ニシテ万一假ニアリ
 トスレバ會社ハ其時ノ事情ニ應ジ特別ノ詮議ヲ以テ第一條所
 定ノ給與額ヲ増額シ又ハ別途ノ給與ヲナス事アルベキ旨ヲ規
 定セリモノナリ。以上ノ如キ意味ナルヲ以テ將來如何様ニ變
 遷セルヤ俄ニ斷定シ得ザル万一ノ場合ヲ假定シ之ニ對シテ雖
 メ昨年十月ト同率ノモノヲ定率トシテ規定シ置ク事ノ不可能
 ナルハ自明ノ理ナル可ク從テ條文トシテハ特殊ノ事情アル場